

<見守りサービス（SAFE-1）契約約款《UR 版》>

改定新旧対照表

改 訂（新）	現 行（旧）
第3条 提供するサービスの内容 1. 本サービスの内容 本サービスは、ご利用者宅に設置された端末機器が異常を感知した情報およびメンテナンス情報等を、あらかじめ登録されたメールアドレスに自動通知するサービスです。なお、本サービスは、株式会社スリーSが所有するシステム（以下「システム」という）を使用して提供します。お客様は、株式会社スリーSのシステムに利用者の氏名・住所・登録メールアドレス等が登録されることをあらかじめご承諾のうえ、お申込みいただくものとします。 第6条 本契約の成立と料金発生月 契約者からの本サービスの申込に基づき、当社にて必要な手続きを行い、その申込を受けつけます。契約成立日は、当社が端末機器を発送した発送日を本契約の契約成立日および利用開始日とします。料金発生月は、本契約の契約成立日の翌月分からとし、日割り計算による精算は行わないものとします。なお、端末機器が利用者宅へ到着したのち、お客様は速やかに端末の設置およびテストを実施いただくものとします。テストの結果、本サービスが正常に利用できないと確認した場合、利用開始日より1か月以内にお客様から当社に通知いただくことで、申込のキャンセルができるものとします。この場合、料金は発生しません。 第15条 個人情報について 個人情報の取り扱いについては、当社ホームページに公表するお客様の個人情報の取り扱いおよび個人情報保護方針に定めます。ただし、以下の者は当社が個人情報を提供する第三者であることを契約者は予め同意するものとします。 ① 当社 ② 当社の業務委託会社 ③ 当社の顧問弁護士・税理士・会計監査人 ④ 独立行政法人都市再生機構および独立行政法人都市再生機構の管理業務受託者	第3条 提供するサービスの内容 1. 本サービスの内容 本サービスは、ご利用者宅に設置された端末機器が異常を感知した情報およびメンテナンス情報等を、あらかじめ登録されたメールアドレスに自動通知するサービスです。なお、本サービスは、株式会社スリーSが所有するシステムを使用して提供します。お客様は、株式会社スリーSのシステムに利用者の氏名・住所・登録メールアドレス等が登録されることをあらかじめご承諾のうえ、お申込みいただくものとします。 第6条 本契約の成立と料金発生月 契約者からの本サービスの申込に基づき、当社にて必要な手続きを行い、その申込を受けつけます。契約成立日は、当社が端末機器を発送した発送日を本契約の契約成立日および利用開始日とします。料金発生月は、本契約の契約成立日の翌月分からとし、日割り計算による精算は行わないものとします。なお、端末機器が利用者宅へ到着したのち、お客様は速やかに端末の設置およびテストを実施いただくものとします。テストの結果、本サービスの利用が正常に利用できないと確認した場合、利用開始日より1か月以内にお客様から当社に通知いただくことで、申込のキャンセルができるものとします。この場合、料金は発生しません。 第15条 個人情報について 契約者の個人情報の取り扱いについては、当社ホームページに公表するお客様の個人情報の取り扱いおよび個人情報保護方針に定めます。ただし、以下の者は当社が契約者の個人情報を提供する第三者であることを契約者は予め同意するものとします。 ① 当社 ② 当社の業務委託会社 ③ 当社の顧問弁護士・税理士・会計監査人 ④ 独立行政法人都市再生機構および独立行政法人都市再生機構の管理業務受託者

※本約款は、2025年8月1日から適用します。

＜駆けつけサービス契約約款《UR 版》＞

改訂新旧対照表

改 訂（新）	現 行（旧）
第４条 警備対象物件（利用者：駆けつけ先） １． 警備対象物件の名称および所在地は所定の申込書に記載の通りとします。 ２． 当社は警備サービスを提供するにあたり、警備対象物件の一部の写真撮影を必要に応じて行わせていただき、警備資料を作成します。 ３． 警備対象物件の所有者が契約者と異なる場合、次の事項について、警備対象物件所有者・管理組合・管理会社等へ確認・許可をいただくようお願いします。契約者がその確認を怠ったことにより当社または第三者に損害が発生した場合、契約者は全責任を負うものとします。 ① 当社警備員が警備対象物件内に立ち入ること（共用部等） ② 申込内容に応じて警備対象物件へ入室するために必要な開閉扉の鍵を当社に預託すること ③ セキュリティステッカーを貼付すること ④ 警備機器設置のため、必要に応じてビス等を使用すること 等	第４条 警備対象物件（利用者：駆けつけ先） 警備対象物件の名称および所在地は所定の申込書に記載の通りとします。
第２５条 ３． 本約款第８条における開閉扉の鍵に関する次の事項の損害等についての特約 当社は次の損害について責任を負いません。 ① 鍵の預託を受けない場合もしくは当社に通知なく鍵を変更した場合において、依頼出動の際、入室できないことに起因する損害 ② 当社に開閉扉の鍵を預託しないことに起因する損害 ③ 当社に通知なく開閉扉の鍵の運用変更をしたことに起因する損害 ④ 開閉扉の鍵穴劣化等に起因する損害 ４． 本約款第９条に定める次の事項の損害等についての特約 当社は次の損害について責任を負いません。 ① 当社に通知なくペットを飼われたことに起因する損害 ② 警備員が依頼出動対応時に、通知した場所以外にペットがいたこと、また当社に通知なく場所を変更したことにより、警備員が外部確認にとどまったために発生した損害 ③ 警備員が警備対象物件に入室した際、第９条第１項の処置が行われないことによりペットが外部へ逃走したことに起因する損害	第２５条 ３． 本約款第８条における開閉扉の鍵に関する次の事項の損害等について、当社はその責任を負いません。 当社は次の損害について責任を負いません。 ① 鍵の預託を受けない場合もしくは当社に通知なく鍵を変更した場合において、依頼出動の際、入室できないことに起因する損害 ② 当社に開閉扉の鍵を預託しないことに起因する損害 ③ 当社に通知なく開閉扉の鍵の運用変更をしたことに起因する損害 ④ 開閉扉の鍵穴劣化等に起因する損害 ４． 本約款第９条に定める次の事項の損害等について、当社はその責任を負いません。 ① 当社に通知なくペットを飼われたことに起因する損害 ② 警備員が依頼出動対応時に、通知した場所以外にペットがいたこと、また当社に通知なく場所を変更したことにより、警備員が外部確認にとどまったために発生した損害 ③ 警備員が警備対象物件に入室した際、第９条第１項の処置が行われないことによりペットが外部へ逃走したことに起因する損害
第２７条 個人情報の取り扱い 個人情報の取り扱いについては、当社ホームページに公表するお客様の個人情報の取り扱いおよび個人情報保護方針に定めます。 ただし、以下の者は当社が個人情報を提供する第三者であることを契約者は予め同意するものとします。 ① 当社 ② 当社の業務委託会社	第２７条 個人情報の取り扱い 契約者の個人情報の取り扱いについては、当社ホームページに公表するお客様の個人情報の取り扱いおよび個人情報保護方針に定めます。 ただし、以下の者は当社が契約者の個人情報を提供する第三者であることを契約者は予め同意するものとします。 ① 当社

③ 当社の顧問弁護士・税理士・会計監査人 ④ 独立行政法人都市再生機構および独立行政法人都市再生機構の管理業務受託者 第 3 7 条 附則 1. 本約款は、2 0 2 5 年 8 月 1 日から適用するものとします。 2. 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。	② 当社の業務委託会社 ③ 当社の顧問弁護士・税理士・会計監査人 ④ 独立行政法人都市再生機構および独立行政法人都市再生機構の管理業務受託者 第 3 7 条 附則 1. 本説明は、2 0 2 4 年 4 月 1 日から適用するものとします。 2. 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
---	--

※本約款は、2 0 2 5 年 8 月 1 日から適用します。